

平成30年3月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 平成30年3月22日(木) 午後1時00分～午後3時00分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫

委員 武井 紀夫

委員 長谷部理絵

委員 吉田 一雄

委員 渡部 佳子

職員

教育部長 堀切 由彦

教育部次長兼教育総務課長 岩埜 伸二

教育部参事兼施設課長 勝畑 成一

教育部参事兼学校教育課長 河野 勝

教育部参事兼文化課長 山口 玲子

教育部参事兼図書館長 渡邊 雅夫

教育部参事兼中央公民館長 石井 一彦

学校再編課長 岡田 正浩

学校給食課長 真戸原裕二

生涯学習課長 秋元 淳

まなび支援センター所長 齊藤 毅人

学校給食センター所長 地曳 俊雄

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

(会議事務局)

教育総務課主幹 平野 和彦

教育総務課主事 萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名(非公開議案4件)

5. 議 案

議案第9号 平成30年度重点目標・施策について

議案第10号 市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

議案第11号 木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第12号 木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則の制定について

議案第13号 木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則の制定について

議案第14号 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 15 号 職務の級が 6 級以上の職員等の人事について

議案第 16 号 木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について

議案第 17 号 木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について

6. 報告事項

報告第 1 号 臨時代理の報告について

校長及び教頭等の任命の内申について

報告第 2 号 専決事項の報告について

木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、平成 30 年 3 月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、武井委員にお願いいたします。また前回、2 月定例会議の会議録につきましても、渡部委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

ここで、議案の審議に入る前に事務局から報告がございます。

○岩笠教育部次長

議案の審議の前に、事務局から 2 点ご報告申し上げます。

はじめに、「木更津市教育委員会教育長の任命について」でございますが、高澤茂夫教育長の任期が平成 30 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、3 月市議会定例会に再任議案が提出され、本会議最終日の 3 月 13 日に同議案の審議が行われ、審議の結果全会一致をもって同意され、再任が決定いたしました。なお、任期は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日の 3 年間でございます。高澤教育長、引き続きよろしくをお願いいたします。

続きまして、「平成 30 年度組織改正」につきましても説明申し上げます。はじめに平成 30 年度組織改正の基本的な考え方でございますが、地方創生に資する施策や、権限委譲に伴う業務の的確に対応し、より効率的で効果的な行政運営、行政改革に取り組みながらさらに質の高い行政サービスの提供を目指すため、組織の活性化を図るとともに事務事業を見直し、組織の整備を行うものでございます。

次に、組織改正の概要でございますが、今回の組織改正につきましては、すべてが市長部局に係るものでございます。大きな改正内容といたしましては、健康子ども部の新設でございます。この健康子ども部につきましては、市民の健康及び子育てに関して総合的かつ効果的な取り組みを進めるために新設される部でございます。

なお、今回の組織改正におきまして教育委員会の組織に変更はございませんが、先ほどご説明いたしました健康子ども部の新設に伴い、現在、補助執行により学校教育課の事務となっております私立幼稚園関連業務が健康子ども部子ども保育課に移管となります。委員皆さまには、この後、議案を審議いただきますが、この組織改正に伴う教育委員会規則等の改正が提案されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からの報告は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から報告がありましたが、ご質問等ございますか。

ご質問等なければ、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第9号「平成30年度重点目標・施策について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第9号「平成30年度重点目標・施策について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、平成30年度本市教育委員会の重点目標・施策を定めるにあたり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第1号の規定により、議決を得ようとするものでございます。別にお配りさせていただきました、表紙に「平成30年度重点目標・施策」と記載のございます資料の1ページをご覧ください。

この重点目標・施策につきましては、毎年度ごとに教育委員会における当該年度の取り組みなどを市民に明らかにするために策定しているものでございます。平成30年度の重点目標・施策の策定に伴う基本方針につきましては、平成27年3月に策定いたしました「木更津市教育振興基本計画」及び平成27年1月に市長が策定いたしました「木更津市教育大綱」を基本方針として、本市の基本構想及び第1次基本計画でございます「きさらづ未来活力創造プラン」に掲げる「子どもを育む環境づくり・まちを支える人づくり」の実現に向け、各施策を積極的に展開していくことといたします。

なお、平成30年度につきましては、「木更津市教育振興基本計画」の最終年度にあたるため、あわせて平成31年度を始期とする新たな計画策定に着手してまいります。

見開きの左側でございます目次をご覧ください。各施策の内容についてでございますが、学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の推進、市民文化の充実、人権擁護の推進の5つを基本施策とし、各種事業に取り組むこととしております。それぞれの施策における詳細な取り組み内容につきましては、資料2ページ以降となります。

2月定例会議でお示しさせていただきました素案からの修正・変更点といたしましては、まず、平成30年4月1日の組織改正に伴い、私立幼稚園関連業務が健康こども部こども保育課へ移管となることから、素案では目次< I >にありました「子育て支援の充実」を削除させていただきました。このことから、素案では6項目ありました施策が5項目となっております。あわせて、資料1ページの下段に6項目の施策を挙げておりました部分につきましても、「子育て支援の充実」を削除しております。また、2ページ目以降にありました「子育て支援の充実」の内容につきましても全て削除させていただきました。

続きまして、資料1ページの文末に、「なお、平成30年度は教育振興基本計画の最終年度にあたるため、平成31年度を始期とする新たな計画策定に着手してまいります。」という記述を追加いたしました。続きまして、資料2ページ 1教育内容の充実 (1) 確かな学力の育成 ③の次に、④といたしまして、「新学習指導要領の前面実施に向けて、外国語活動及び外国語の指導力向上を図るため、新教材対応の外国語活動研修を実施します。」という記述を追加いたしました。続きまして、1教育内容の充実 (2) 心の教育の推進 ①の次に、②といたしまして、「『考え、議論する道徳』への転換のため、指導方法や評価の工夫改善を図り、道徳科の充実を推進します。」という記述を追加いたしました。続きまして、1教育内容の充実 (3) 健康・体育・安全指導の充実 ④の次に、⑤といたしまして、資料3ページの上段に「児童生徒の体力・技能を高めるため、木更津工業高等専門学校と連携し、陸上競技教室を年2回実施します。」の記述を追加いたしました。続きまして、資料14ページ 5生涯学

習・社会教育施設の整備（４）の次に、（５）といたしまして、「中央公民館の仮移転 ①耐震性能が不足している現在の中央公民館を閉館するとともに、スパークルシティ木更津への仮移転準備を進め、７月の開館をめざします。」の記述を追加いたしました。あわせて、（６）といたしまして、「社旗教育施設の使用料・手数料改定に伴う運用の適正化 ①社会教育施設の使用料・手数料の改定に伴い、条例等の適正な運用による利用者間の公平性の確保と利用者の理解を図ることに努めます。」の記述を追加いたしました。

その他につきましては、資料等の事前送付の際にご連絡させていただきましたとおり、委員皆さまには事前確認いただいているものといたしまして、詳細説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第９号「平成３０年度重点目標・施策について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第１０号「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第１８０条の２及び第１８０条の７の規定に基づく協議について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第１０号「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第１８０条の２及び第１８０条の７の規定に基づく協議について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料３ページをご覧ください。本議案は、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第１８０条の２及び第１８０条の７の規定に基づく協議内容の変更に関して、４ページのとおり市長から協議を求められましたので、木更津市教育委員会組織及び運営規則第５条第１９号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、変更の内容についてご説明申し上げます。議案資料８ページの新旧対照表をご覧ください。変更箇所につきましては、平成３０年度組織改正に伴い、現在、補助執行により学校教育課の事務となっております私立幼稚園関連業務が健康こども部こども保育課に移管となることから、該当部分の記述を削除するものでございます。以上のことから、平成２８年４月１日に市長と教育委員会とで合意した、協議の内容を変更するものでございます。

なお、本協議が合意されたときは、平成２８年４月１日に合意した協議は、廃止となります。変更後の協議の全容につきましては、資料５ページから７ページとなりますので、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○吉田委員

変更後の協議については、(6)の私立幼稚園の記述が削除され、それ以降の部分が繰り上がるという形で良いのでしょうか。

○岩埜次長

そのとおりでございます。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第10号「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について」につきまして、原案どおり合意することについて賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり合意することに決定いたしました。

続きまして、議案第11号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第11号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料9ページをご覧ください。本議案は、平成30年度の組織改正及び木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料10ページから11ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきましては、平成30年度組織改正に伴い、私立幼稚園関連業務が健康子ども部子ども保育課へ移管となるため、第14条の表学校教育課の分掌事務から「9幼稚園就園奨励費補助に関すること。」を削除し、10以降を繰り上げるものでございます。また、木更津市立青年の家を廃止することに伴い、第15条の教育機関及び第16条の分掌事務から青年の家に係る記述を、削除するものでございます。

なお、この規則は、平成30年度組織改正に伴う第14条の改正規定につきましては、平成30年4月1日から、木更津市立青年の家の廃止に伴う、第15条及び第16条の改正規定につきましては、平成30年7月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございませんでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第11号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第12号「木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第12号「木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料12ページをご覧ください。本議案は、平成30年度の組織改正に伴い、幼稚園関係業務が健康こども部こども保育課に移管となることから廃止しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。なお、この規則は平成30年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございませんでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第12号「木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第13号「木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第13号「木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料13ページをご覧ください。本議案は、木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。なお、本規則は、「木更津市立青年の家管理運営規則」の廃止、「木更津市教育委員会公印規則」の一部改正、「木更津市立図書館、公民館及び青年の家並びに木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部改正をそれぞれ規定しております。

それでは、それぞれの改正内容についてご説明申し上げます。議案資料13ページの第1条「木更津市立青年の家管理運営規則」につきましては、木更津市立青年の家の廃止に伴い廃止するものでございます。続きまして、第2条「木更津市教育委員会公印規則」の改正内容につきましては、議案資料15ページから16ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、別表第1及び第2中、青年の家所長印を削り、以降を繰り上げるものでございます。続きまして、第3条「木更津市立図書館、公民館及び青年の家並びに木更津市郷土博物館金のすず勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の改正内容につきましては、議案資料17ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、題名及び第1条中の「青年の家並びに」を削り、あわせて第3条中の「及び所長」を削除するものでございます。なお、この規則は木更津市立青年の家廃止に伴い、平成30年7月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第13号「木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第14号「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第14号「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料18ページをご覧ください。本議案は、木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例第12条に規定する観覧料等の減免にかかる手続等を明文化するため、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。本改正につきましては、木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例第12条に規定する使用料の減額又は免除について、本規則に規定しようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料20ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきましては、第18条の見出し「観覧料」を「観覧料等」に改めるとともに、使用料の減免を受けようとする者の規定について、表のとおり同条に第2項を加えるものでございます。また、あわせて条内の各語句について正しい記述に改めるもので

ございます。なお、この規則は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第14号「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第15号から第17号及び報告第1号につきましては、人事案件となりますので関係職員以外は退室をお願いします。

<教育部長・教育部次長・教育総務課職員以外 退室>

それでは、議案第15号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第15号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その2の1ページをご覧ください。本議案は、平成30年3月31日付け及び4月1日付けの職務の級が6級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第5号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページをご覧ください。はじめに、1の職務の級が6級以上の職員でございますが、(1)平成30年3月31日付け退職者が3名、(2)平成30年4月1日付け採用者が1名、(3)転出者が4名、(4)転入者が3名、(5)教育委員会内部の昇格者が8名、(6)教育委員会内部の異動が1名でございます。

3ページをご覧ください。次に、2の指導主事でございますが、(1)平成30年3月31日付けの退職が3名、(2)平成30年4月1日付けの任命が4名、(3)転出者が1名でございます。次に、3の社会教育主事でございますが、(1)平成30年4月1日付けの解職が1名でございます。最後に、4の司書でございますが、(1)平成30年4月1日付けの任命が1名でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第15号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 入室>

続きまして、議案第16号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第16号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その3の1ページをご覧ください。本議案は、非常勤職員をもって充てる教育機関「公民館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページの候補者名簿をご覧ください。非常勤職員の館長は12名で、任期は平成30年4月1日から平成31年3月31日の1年間でございます。次に、3ページをご覧ください。候補者12名のうち、再任が6名、新規が6名でございます。各候補者の職歴につきましては、表右側の前職欄のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第16号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 退室、文化課長・郷土博物館金のすず副館長 入室>

続きまして、議案第17号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第17号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その4の1ページをご覧ください。本議案は、非常勤職員をもって充てる教育機関「博物館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページ及び3ページの候補者名簿及び資料をご覧ください。非常勤職員の館長の任期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日の1年間でございます。候補者につきましては、新規で名簿記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第17号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

<文化課長・郷土博物館金のすず副館長 退室、学校教育課長 入室>

続きまして、報告事項に移ります。報告第1号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任命の内申について」事務局から説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

報告第1号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任命の内申について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その5の1ページをご覧ください。この報告は、校長及び教頭等の任免の内申につきまして、内示等の関係から木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、2ページのとおり平成30年3月12日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

3ページをご覧ください。はじめに、1の教育委員会に関する項目でございますが、退職者が3名、採用者が4名でございます。次に、2が校長に関する項目でございます。退職者が15名、4ページに移りまして、転出者が1名、採用者が9名、市内小中学校間での配置換えが10名でございます。次に5ページ、3の教頭に関する項目でございますが、こちらは、退職者が4名、採用者が4名、市内小中学校間での配置換えが9名でございます。また各項目の表中、星印は昇格者を示しております。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、次の報告に移ります。

<全職員 入室>

続きまして、報告第2号、専決事項の報告「木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について」事務局から説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

報告第2号、専決事項の報告「木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料21ページをご覧ください。この報告は、木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例の廃止に伴い関係規程等の一部を改正することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項第3号の規定により、22ページのとおり3月7日付で教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回、改正いたしました規程は、「木更津市教育委員会事務専決規程」「木更津市教育委員会教育長事務委任規程」「木更津市教育委員会文書規程」の3件でございます。

各規程の改正内容につきましては、青年の家が廃止されることに伴いそれぞれの規程中、青年の家に関する事項を削除したものでございます。各規程の改正内容の詳細につきましては、恐れ入りますが23ページの公布文、24ページから27ページの新旧対照表でご確認をお願いいたします。なお、これらの規程の施行日は青年の家が廃止となる平成30年7月1日でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・平成30年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：岩埜教育部次長

- ・平成29年度 定期監査の結果について

説明：岩埜教育部次長

- ・スポーツ推進計画の策定について

説明：岩埜教育部次長

- ・木更津市公共施設再配置計画第1期実行プランの策定について

説明：岩埜教育部次長

- ・木更津私立幼稚園業務関連規則及び要綱の廃止等について

説明：河野教育部参事兼学校教育課長

- ・木更津市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する規則の制定について

説明：秋元生涯学習課長

- ・木更津市立公民館使用許可等及び使用料減免に係わる審査基準、標準処理期間及び不利益処分の基準について

説明：秋元生涯学習課長

- ・木更津市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱の制定について

説明：岡田学校再編課長

- ・統合準備会の進捗状況について

説明：岡田学校再編課長

- ・木更津市指定文化財の指定にかかる答申について

説明：山口教育部参事兼文化課長

- ・木更津市公民館実践交流集会『シニアが主役のまちづくり』の実施報告について

説明：石井教育部参事兼中央公民館長

- ・平成30年度文芸講演会の開催について

説明：渡邊教育部参事兼図書館長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○吉田委員

中学校で総合学習等の時間があると思いますが、各授業の参考といたしまして、清和大学では文部科学省が進めております高大連携として、出前授業を県内の高校で実施しております。小学校は難しいかもしれませんが、市内の中学校にも同じ条件、講師料なしで授業をいたします制度となっております。分野としては20分野を超える中から選べるようになっておりますし、各内容についてインターネット等にも掲載しておりますので、ぜひご活用について検討いただければ幸いです。

またもう1点、STAP細胞の件については皆様記憶にあるところだと思われませんが、あの件以来、特に研究理念について文部科学省が厳しくなっております。自然科学の分野ですと、いわゆるでっちあげ、という問題が多いですが、一方人文科学・社会科学で多いのは盗用問題です。インターネットの普及により、コピー&ペーストが簡単になったことから切り貼りで色々な文章が作れるようになっております。もちろん大学生にも良くないことであると指導はしておりますし、切り貼りの文章かどうかを調べるツールも普及しております。しかしながら、このようなことについてはもっと根本的に、使ってよいものと悪いもの、あるいは使い方を早い段階から教育をすべきではないかと考えております。テレビでも積極的にアピールしておりますが、番組の無断アップロードは違法だというのが繰り返し流れております。そのようにしっかりとと言わないと分からないわけです。ぜひともそのようなパソコンの使い方、スマートフォンの使い方等によっては自分が被害者ではなく、加害者にもなりうるということを今一度指導しなければいけないのではないかと考えております。

○高澤教育長

先ほどの1点目、総合学習の件については一覧表等があるのであれば、後ほどいただきまして各校に配付させていただきたいと思っております。

2点目の問題につきましては先生方にもお話しております。教育雑誌や誰でも開けるインターネットでの検索等について、個人で使う分には構いませんが、広く教育で使っ

たり研究発表で使用したりすれば著作権に引っかかるということをご説明しているところではありますが、やはり改めて周知していかなければならないと考えております。

他にご意見等ありますでしょうか。

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、4月の定例教育委員会会議につきましては、4月19日（木）午後1時から、市役所朝日庁舎多目的室Bで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○高澤教育長

以上をもちまして、平成30年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員